

令和5年度

宇部市中小企業者等脱炭素融資促進利子補給補助金 交付要領

<申請受付期間>

令和5年7月3日（月）～ 令和6年1月31日（水）

※当日消印有効

<受付・問合せ先>

宇部市 産業経済部 商工振興課

〒755-8601

宇部市常盤町一丁目7番1号

TEL 0836-34-8379

1 趣旨

市内中小企業者の地域脱炭素に資する設備投資を促進し、エネルギー起源二酸化炭素の排出削減を推進することを目的に、国の脱炭素融資促進利子補給事業の対象として指定金融機関が行った融資に係る国の利子補給金に追加し、宇部市中小企業者等脱炭素融資促進利子補給補助金を交付します。

2 交付対象者

以下の（１）～（３）のすべての項目を満たす者とします。

（１）宇部市内に事業所を有する中小企業基本法第２条に規定する中小企業者

※中小企業基本法第２条に規定する中小企業者とは、資本金の額・常時使用する従業員数が下記の表に示す企業又は個人である。

主たる事業の業種	資本金の額・常時使用する従業員（いずれかを満たすこと）
① 製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く）	３億円以下 または ３００人以下
② 卸売業	１億円以下 または １００人以下
③ サービス業	５千万円以下 または １００人以下
④ 小売業	５千万円以下 または ５０人以下

（２）市内において、経済産業省の事業である一般社団法人環境共創イニシアチブ（ＳＩＩ）の省エネルギー設備投資に係る利子補給金交付規程、または環境省の事業である一般社団法人環境パートナーシップ会議（ＥＰＣ）の令和５年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（地域脱炭素融資促進利子補給事業））交付規程の対象となる取組を実施し、その取組に対して融資を行う金融機関が、国の利子補給金事業としていずれかの利子補給金の交付決定を受けていること。

（３）融資の申込時点において市内で事業を行っており、かつ、利子補給補助金の交付の請求時まで市内で事業を行っていること。

【補助の対象とならない者】

- ア) 宇部市の市税を滞納している者
- イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第５項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者
- ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- エ) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
- オ) 事業実施に当たって必要な許認可その他関係法令上の規定による要件を欠いている者
- カ) その他補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

3 利子補給補助金の額等

(1) 交付の対象となる融資等

ア) 交付対象融資額の上限は3億円です。

イ) 交付対象期間は、融資開始日から3年を経過するまで（融資の償還期限が先に到来する場合は当該期限まで）が交付対象期間となり、毎年度ごとにその年度分の交付申請をする必要があります。

なお、利子補給補助金は予算の範囲内で交付することになります。

<例> 交付対象となる融資の期間 令和5年8月1日から令和8年7月31日まで

この場合、令和5年度から令和8年度までが利子補給補助金の対象となり、毎年度の1月末までに申請し、毎年度の3月末までに請求をする必要があります。令和5年度分については、令和5年8月1日から令和6年3月10日までの利子補給補助金を令和6年1月31日までに申請してください。

(2) 補助金額

交付対象者が受ける融資に係る国の利子補給金事業が定める単位期間ごとに額を算出し、合計した額

ア) 算出方法： $A \times B / C \times D$

※ 1円未満切り捨て

A 貸付残高（融資の返済を延滞している場合は、融資計画の貸付残高）

B 単位期間（単位期間Ⅰ、単位期間Ⅱ）の日数

単位期間Ⅰ：3月11日～9月10日（184日）

単位期間Ⅱ：9月11日～3月10日（181日。うるう年の場合は182日）

C 1年の日数（365日。うるう年の場合は366日）

D 利子補給率（金融機関の融資利率から国の利子補給率を引いたもの）

※ 上限 0.7%

（ただし、国の利子補給利率を上回る場合は、国の利子補給率を上限とする）

<利子補給補助金の計算の例>

令和5年8月1日に2,000万円の融資（融資利率1.7%）を受けた場合の、令和5年度利子補給補助金の額を計算（単位期間Ⅱの貸付残高を1,900万円と仮定）

A 貸付残高 単位期間Ⅰ 2,000万円 単位期間Ⅱ 1,900万円

B 貸付日数 単位期間Ⅰ 41日、単位期間Ⅱ 182日

C 1年の日数 366日

D 利子補給率 $0.7\% = \text{融資利率}(1.7\%) - \text{国の利子補給率}(1.0\%)$

(単位期間Ⅰ)

$2,000 \text{万円} \times 41 \text{日} / 366 \text{日} \times 0.7\% = 15,683.06 \dots \text{円}$

(単位期間Ⅱ)

$1,900 \text{万円} \times 182 \text{日} / 366 \text{日} \times 0.7\% = 66,136.61 \dots \text{円}$

利子補給補助金の額

$15,683.06 \dots \text{円} + 66,136.61 \dots \text{円} \approx 81,819 \text{円} \text{ (1円未満切り捨て)}$

4 交付申請における提出書類

【新たに利子補給補助金を申請する場合】

- (1) 宇部市中小企業者等脱炭素融資促進利子補給補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）（※発行日から6か月以内のもの）
- (3) 本人確認書類の写し（個人の場合）
- (4) 市税に滞納がないことの証明書（写しでも可）（※発行日から3か月以内のもの）
※ 納税証明書（『証明日現在、市税に滞納がないことを証明します。』と記載されたもの）
- (5) 国に提出した国の利子補給金関係の申請書とその添付書類の写し
（国に交付申請前に提出した融資計画関係の書類を含む）
- (6) 国の利子補給金関係の交付決定通知書（変更分を含む）の写し
（国の利子補給金を申請中の場合は、交付決定通知を受領した後に提出してください。）
- (7) 委任状の写し（金融機関に委任した場合のみ）

【継続して利子補給補助金を申請する場合】

- (1) 宇部市中小企業者等脱炭素融資促進利子補給補助金交付申請書（様式第1号）
 - (2) 市税に滞納がないことの証明書（写しでも可）（※発行日から3か月以内のもの）
※ 納税証明書（『証明日現在、市税に滞納がないことを証明します。』との記載されたもの）
 - (3) 国に提出した国の利子補給金関係の申請書とその添付書類の写し
（国に交付申請前に提出した融資計画関係の書類を含む）
 - (4) 国の利子補給金関係の交付決定通知書（変更分を含む）の写し
（国の利子補給金を申請中の場合は、交付決定通知を受領した後に提出してください。）
- ※（3）、（4）については、【新たに利子補給補助金を申請する場合】に提出した書類を除く。

5 申請受付期間

令和5年7月3日（月）から令和6年1月31日（水）まで（郵送の場合は当日消印有効）とします。

※予算の制限がありますので、国の利子補給金事業の申請後はすみやかに市に申請を行ってください。

6 申請方法

持参又は郵送により申請してください。

7 審査

申請書の記載内容、添付書類を審査し、利子補給補助金の対象となった場合は、決定通知書により通知します。

申請内容が利子補給補助金の対象とならなかった場合は、不交付決定通知書により通知します。不交付となった場合でも、申請書提出時に要した諸費用等につきましては、申請者の負担となりますのでご了承ください。

8 実績報告

国に提出した実績報告関係の書類の写しを毎年3月下旬までに提出してください。

また、国（EPC）の事業で事業状況報告関係の書類を提出した場合や、事業効果報告関係の書類を提出した場合は、その写しを速やかに提出してください。

9 請求及び交付

宇部市中小企業者等脱炭素融資促進利子補給補助金交付請求書（様式第 8 号）と対象となる融資の利子の支払を確認できる書類及び国に提出した国の利子補給金の請求関係の書類の写しを毎年3月下旬までに提出してください。

提出された請求書等と実績報告関係の書類の写しを確認後、補助金を指定の金融機関の口座へ振り込みます。

※ 振込通知書は送付していませんので、通帳の記帳で振り込みをご確認ください。

10 留意事項（必ずお読みください）

- (1) 補助金の交付決定後、交付要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、交付決定を取消します。
- (2) 交付決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返金を求めます。
これを納期日までに返金しなかったときは、補助事業者は、補助金を返金するとともに、指定期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、宇部市延滞金の徴収に関する条例（昭和39年条例第57号）に定める利率により計算した額を遅延利息として納付しなければなりません。
- (3) 本申請に係る書類一式については、事業終了後5年間は保管してください。

11 申請・問合せ先

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市 産業経済部 商工振興課

TEL 0836-34-8379 FAX 0836-22-6013

メールアドレス syoukou@city.ube.yamaguchi.jp

【融資計画】

- 1 （様式第1）省エネルギー設備投資利子補給金融資計画書
- 2 （別添1）融資計画詳細1
- 3 （別添1）融資計画詳細2
- 4 （別添1）融資計画詳細3
- 5 （別添2）役員名簿（利子補給対象事業者）
- 6 （別添3）利子補給金の交付の対象となる経費リスト
- 7 （別添4）エネルギー消費効率の根拠（要件ア）
- 8 （別添5）エネルギー消費原単位の改善根拠（要件イ）
- 9 （別添6）省エネルギー取組の根拠（要件ウ）
- 10 個人情報の取得及び利用に関する同意書
- 11 見積書
- 12 省エネ計算の裏付け資料
- 13 経営革新計画の承認企業であることの承認書の写し（任意）

【交付申請】

- 1 （様式第3）省エネルギー設備投資利子補給金交付申請書（新規融資案件）
- 2 金銭消費貸借契約証書の写し
- 3 （様式第4）省エネルギー設備投資利子補給金交付申請書（継続融資案件）

【変更申請】

- 1 （様式第7）省エネルギー設備投資利子補給金変更承認申請書

【実績申請】

- 1 （様式第9）省エネルギー設備投資利子補給金実績報告書
- 2 （様式第8）省エネルギー設備投資利子補給金実施状況報告書

【清算（概算）払請求】

- 1 （様式第11）省エネルギー設備投資利子補給金清算（概算）払請求書

【通知】

- 1 （様式第2）省エネルギー設備投資利子補給金交付・不交付方針決定通知書
- 2 （様式第5）省エネルギー設備投資利子補給金交付決定通知書
- 3 （様式第10）省エネルギー設備投資利子補給金確定通知書

【交付申請】

- 1 （様式第1）地域脱炭素融資促進利子補給金交付申請書
- 2 （様式第1別紙1）設備投資事業計画書
- 3 （様式第1別紙2）利子補給金交付請求予定一覧表
- 4 （様式第1別紙3）二酸化炭素排出抑制計画表
- 5 ハード対策事業計算ファイル等
- 6 融資先事業者に係る前年度の二酸化炭素排出量を示す書類
- 7 融資先事業者の会社概要
- 8 融資に係る工事等の見積書
- 9 地域循環共生圏の創出に資することを証する資料

【変更申請】

- 1 （様式第8）地域脱炭素融資促進利子補給事業に係る融資条件等変更承認申請書
- 2 （様式第8別紙1）事業計画変更書
- 3 （様式第8別紙2）利子補給金請求予定変更一覧表

【請求・概算払請求】

- 1 （様式第6）地域脱炭素融資促進利子補給金交付請求書
- 2 （様式第6別紙1）利子補給金交付請求額一覧表
- 3 （様式第6別紙2）利子補給金振込先（初回のみ）
- 4 （様式第7）地域脱炭素融資促進利子補給金概算払請求書
- 5 （様式第7別紙1）利子補給金概算払請求額一覧表
- 6 （様式第7別紙2）利子補給金振込先（初回のみ）

【実績報告】

- 1 （様式第4）地域脱炭素融資促進利子補給金実績報告書
- 2 （様式第4別紙1）利子補給金額一覧表

【事業状況報告】

- 1 （様式第11）地域脱炭素融資促進利子補給事業に係る事業状況報告書
- 2 （様式第11別紙1）二酸化炭素排出抑制状況表
- 3 （様式第12）ESG融資目標に対する結果報告書（※ESG融資目標設定型の指定金融機関のみ）

【事業効果報告】

- 1 （様式第13）地域脱炭素融資促進利子補給事業に係る事業効果報告書
- 2 （様式第13別紙1）二酸化炭素排出抑制結果表
- 3 （様式第13別紙2）利子補給金交付充当実績一覧表

【通知】

- 1 (様式第 2) 地域脱炭素融資促進利子補給金交付決定通知書
- 2 (様式第 5) 地域脱炭素融資促進利子補給金額確定通知書
- 3 (様式第 9) 地域脱炭素融資促進利子補給事業に係る融資条件等変更承認通知書
- 4 (様式第 14) 地域脱炭素融資促進利子補給事業に係る事業効果報告書の承認通知書
- 5 (様式第 16) 地域脱炭素融資促進利子補給金交付決定内容変更通知書

中小企業者等脱炭素融資促進利子補給補助金における利子補給の流れ

